

生徒心得

〔1〕服装について

1. 生徒は学習にふさわしい服装で授業にのぞむこと。
2. その他身だしなみについては本校生として品位を保つように心がけること。

〔2〕登下校について

1. 授業の始まる時間に合わせて登校し、授業終了後、速やかに下校すること。クラブ活動や教員の指示がある場合を除き、授業時間以外に学校にとどまることはできない。
2. 下校時刻は17時10分を完全下校とする。必要があり、17時10分以後に居残る場合は、関係する教職員の許可・付き添いを必要とする。
3. 休日に登校する場合は、関係する教職員の許可・付き添いを必要とする。
4. 自動車（四輪・二輪）・原付（特定小型原付を含む）・公道での走行を法律で禁止されている電動自転車による登下校、学校周辺への乗り入れを禁止する。これらを行なった場合は懲戒の対象となる。
5. 登下校時は絶対に近隣の商業施設や私有地にたむろしないこと。近隣の方々の迷惑とならないよう、十分心がけること。
6. けが等の理由で車を利用した保護者の送迎が必要になった場合、担任に申し出て、生徒部の許可をうけること。

〔3〕校内生活について

1. 校舎内では静粛にし、他人の迷惑になるような言動は慎むこと。
2. 公共物を大切に扱うこと。また常に校内の美化に留意し清潔、整頓につとめること。
3. 毎日の掲示や放送にはよく注意すること。
4. 所持品にはすべて確実に記名し、貴重品の管理は自身で十分に注意すること。
5. 必要以外の金銭、貴重品は持参しない。学校生活に必要なものの以外は持参しない。
6. 自身が受講している授業教室・授業場所以外にはみだりに出入りしないこと。
7. 自身が受講している授業の時間は必ず授業の行われている場所で授業を受けること。授業時間中は授業場所以外に滞在することはできない。

7. 校舎・校具の使用については、あらかじめ管理責任者の教員の承認を受けること。また、むやみに持ち出したり、移動させたりしないこと。
8. なんらかの被害を受けたときは、すみやかにクラス担任、または生徒部に届けること。
9. 授業中の携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の使用（イヤフォンの着用を含む）は原則禁止する。（授業担当教員の許可なく使用した場合や鳴動等があった場合、必要に応じて現物を預かる等の措置をとる。）検査中の場合は懲戒の対象となる。
10. 休み時間や昼休みに外出する場合、絶対に近隣の商業施設や私有地にたむろしないこと。近隣の方々の迷惑とならないよう、十分心がけること。

〔4〕校外生活について

1. 校外にあって、各自が本校生徒としての自覚と責任をもって行動すること。
2. 校外において事故にあった場合も、すぐに学校に連絡すること。

〔5〕指導・懲戒について

本校の規則に違反したとき、法や条例に違反する行為、学校の秩序を乱す行為、すべての迷惑行為等、本校生としての本分に反したものについては指導・懲戒の対象となる。

生徒への懲戒は、退学、停学、及び訓告があり、保護者同伴の上、校長が申し渡す。

ほごしゃ 保護者のみなさまへ

ほんこう がくしゅう
本校で学 習するにあたり、ほごしゃ みな
い か かん りかい
以下のことがらに関してご理解いただき、
こ けんぜん せいちょう きょうりよく
お子さまの健全な成 長にご 協 力をいただきますよう、お願いします。

【1】しゅっせきじょうきょう 出席状況について

けっせき ちこく そうたい たびかさ
欠席、遅刻、早退は度重なりますと、たんいふにんてい
単位不認定につながります。ほごしゃ みな
こ しゅっけつじょうきょう はあく がっこう れんけい しどう
も、お子さまの出 欠 状 況をしっかりと把握していただき、学校と連携してご指導いた
ねが
だけますようよろしくお願いします。

【2】けいたいでんわ とう しょう 携帯電話・スマートフォン等の使用について

じゅぎょうたんとうきょういん きよか じゅぎょうちゅう けいたいでんわ すまーとふおん すまーとのおうち
授業担当教員の許可なく授業中に携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ
とう しょう いやふおん ちやくよう ふく げんそくきんし ひつよう おう あず とう
等を使用すること（イヤフォンの着用を含む）は原則禁止とし、必要に応じて預かる等
そち じゅぎょうちゅう しょう く かえ ばあい ほごしゃ かた らいこう
の措置をとっております。授業中の使用を繰り返す場合は、保護者の方にご来校いた
くことがあります。

また、きんねん せいと けいたいでんわ すまーとふおん いぞん ひがい かがい ともな とらぶる
近年、生徒の携帯電話・スマートフォンへの依存や被害・加害を伴うトラブルが
しょう けーす たたみ かてい しょう るー ふいるたりんぐ
生じるケースが多々見られます。ご家庭でも使用についてのルールづくりやフィルタリング
たいさく ねが
などの対策をお願いします。

【3】じどう せいと けんぜんいくせい かん がっこう けいさつ 児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度について

おおさかふ せいと けんぜんいくせい がっこう けいさつ そうご れんらく せいで どうにゆう
大阪府でも生徒の健全育成のため、学校と警察が相互に連絡する制度を導入していま
ひこうとう もんだいこうどう ひがい あんぜんかくほ がっこう けいさつ れんけい ひつよう じあん
す。非行等の問題行動や被害、安全確保など、学校と警察の連携が必要な事案について
そうご れんらく と あ たいおう りかい
は、相互に連絡を取り合いながら対応いたしますのでご理解ください。

【4】ちょうかい もう わた 懲戒の申し渡しについて

ちょうかい もう わた ぺーじ さんしょう ほごしゃ かた らいこう
懲戒の申し渡し（26ページの〔5〕参照）のときは、保護者の方にご来校いただい
さいいじょう せいと かん ほごしゃ どうはん ひつよう
ています。18歳以上の生徒に関しても、保護者の同伴が必要です。